



魏
策
集
小
說

乾



A vertical ruler scale with markings every 1 cm. The numbers are in black, except for the values 130, 140, and 150 which are in red. A small red arrow points to the 6 cm mark.

曾
773
146

鶴泉小疏卷之二

(治術)



一大前院御の御時日光御舟與詔給付は御結構代御當
藏御物中御宝塔の事は金藏省之内也御棺の
上小廢ひやの壇めくと大寺の地主教が代をも候
中納御より大丈主作翁なるの義めくを承り候にて
詔給付御御御御御御御御御御御御御御御御御御
かく其時うち松平侯至ち後方智深さゆる金藏
あくまでも時時向也とやは、鶴山御玄也松文源厚と
在詔御御御御御御御御御御御御御御御御御御御
く智の源さ事源さうも人をいふ(あせ坂任んく
余利水りぬく 上意月端也少次まく出仕す

大正二年一月吉
中村橋雄氏贈



大歎疏稿少はる潭子一間漏
主シテシは成されりとモ老中右室壇の成也有り候
ウラス余が侍です所より尋事事は附也事は行
候も主に豊國の總理社行付ノ御室壇の内までも
事あよ終までトシテ皆主成ハ不仕事トサリト御
室壇の事全滅止トシテ主の件至る後然以折事事は
ナケルの人主成ハ江山に當たる候セの人物とは往
の遠ひ有り矣トサリト人ナケルの人物
リ外不仕合ゆく子孫衰ヘリ唯今渺々小お麻衣モ原と
神田の鷹取殿前有め根岸の町ちく家外向財の者
とま一庭ツムリテ御さりナモ内之人多成大念ツムリ
欲寫も無也松の山林更に本山は色名品今も多様

一萬の年
の歴史
の大半の時
に松平
行吉が

の歴史の大半の時に松平氏を成

中にてねく 卷堂育之へと今又威り奉り
即城も頽流、江戸大かく野あく所、城は半途江戸
の諸大名不肖、帰國の即候、下廻國主所（森久わらふ
紀伊大納言様）聞候成候のが望候故に此處を詰
因よ御主がども江戸へ参り候て成時、色如何の
御令が考へ一派色化の事等方かく相候るもかく不
中事、往々あるえ様お控のうすよおもむく御承ひて取
もの事、不仕合を（主候）お送り大納言様へ
ある事、行持の石ゆゑと大名あらじ即候下廻
城へお即藩代大名かく、壁立而す。右皆以て某候、
南也（おほき事、おはな事、おれ一承、おはな事、おれ一承、
相候すも乃小不都事、行の風りあらじ事候、左御主

御心もすゆう様の成り相候、乃ひりく行角と余
城の久人延治は、久くハ寂早章も、事に往來
少たりよきひや、是れも、尙清と及不門早速达候
候候仕候、此處大名上層が中下より大爲相続
候、六月不ぞ以却候、下國、行脚の上、承
川下、松橋より、蘿草家有、取、其の上、店先を
立候付、因、其の事、未竟も、大入且又町人未竟も
あらず候、大名大勢人取達、（度主候）此
頃、小乃や、延々、大勢、江戸中、流浪、（久く）六堵、
主の者、一粒も、下不候、（計して、也行乞
奉事、延宗、延宗、（計して、也行乞
江戸中、延宗、（計して、也行乞）

宜むらむ其れハ此處江戸中より事が起るゝを
てはよゞ事く候國の所爲也此方も寛くとす事は
考へ候とも防門役より候テ候外修もはうと候門の
大納言御用の御威殿役成てこむるより是迄の所共
後江戸中承拂庭候まこと千金を度り候は候
有くとす詔旨奉り切本候か向く一俵の饗場より
走ふ波一葉より走ふ波御りは江戸の御承るくら
近臣の者御りゆくちくら御候せりと御承る
所承り御の不方計とする紫量清りて、成不り幸
上帝初主とて御接ひ不候成る御往來及材力とて、御ひ苦
巖有疏柳御代初、由井正當事有く其後西の年大
大事の本がづゝれ込不候やとす事とて諸國の大人を止り

京の大佛成城り、紅葉山の山々林上野(神)、下
板成本常人の五ひやく家とて、御成りて天下
泰平の功、す一社家の御遺徳まへ併生る歎仰の
社稷の臣とて下

勝勢

一在多中勢を備後家の家元に中勢及び備後の家有く
是ハ佐友次信、著中以當少く、東照宮御傳にて御
キハ御三井と云かくして、此當為中者御是不當成
す。自古の御都省かりはやひて、帰宅(瑞子信濃ちね)
其後第、のハ信濃守歴史、御御成り御近侍御念
願成り候や、高家よくおア御承りくわ、次信、の家有
ゆく竟航まで事とく西支の事とや共と成功と

中止する所方かと曰ふの如きの事ありまじく記憶
法名不相承せ成り事合意不承れ共宵入不する者
リカの者ようもぬえあるを由よ出我そて八三キの
城と號れ一法賴武功存不食言と其時うやうす
其勢、嫡流よ此宵猶りすり外如何の取扱ふ是又
中勢及家、有之此度新井氏、主祀と賴流第弟元
新井氏相繼ゆく左の御子也。文懸流様も
仰取焉、歲上魔前御子也。其後中勢歿(ノミ)、廢も
ト原義よ宵く疏失不仕ひよふ詫めくも次信五人の
省を下下うへ眉間にてあくまね元祖中勢なる流々の
ゆくと見矣をまの神ゆく。从信流後一言少くハ神の
介有りゆく。坐ひ乍ル武功の士志えれ前事も著正徳年

先六ノ秋よりハ毎々公秀考公分小向宗深の時う手入節
絢り、赤照宮其弟大岡の西(ノミ)、左近と申次付
成下り、主府信濃守及中勢及、當に八月内あは
徳川家大將ゆく、家主小西又次信、信濃相應
とて帰り、本・中秀成公景ゆく。此と有法中甚足
あく入生寺より命ひ武功伏部(ノミ)、是と信濃
ち反法中伏部(ノミ)、也と申して信濃

機察

一大久保春鶴(ノミ)或時病成貞と苦節ひ、是今死能合承
法(ノミ)、うち武邑ゆ、分別の方ヨリ、一ノ地と申す
夫子細ひ當我十郎立御被御の時立御丸立御と細弟
中止た何の康永もまよ一法師ハ賴流の御弟也

われらがくへ肩身立たぬ事ばかり一節の内
はかが盛んと恩賞と並びての機会の時より今が
の方物を申すに今又不寄るがゆうと申すま
まくとて不育と申ゆ

○德詮

一常憲院様即代甲斐守形洋ち久野町主行三尉少町
方公車の死家本多氏も御沙汰のかよひの爲
仰せられし事也此者を人へ絶えさせぬや誠町人の名を女と二
人回りて之を語る者を人へ絶えさせぬや此娘不幸
の又はる九死一生に於て以主君の又やく此娘不幸
者少く左切の病中より度も有病と仕事と相累不仕事
かくかく自力縁組の役かくわざやうに仕事より相まつて仕事
者ふくふく在生う向劫而仕事やうに仕事より相まつて仕事

一相のやはむまうち段室事先達小考承一戸あはや
付其次の事と附す事と謂ふ事と謂ふ事と呼ひ何い
書付のと落葉と落葉と謂ふ事と呼ひ何い
相紙が落葉と相達一考と謂ふ事と呼ひ何い又曰書付
考方文不考の様子御見ゆめりづれ等の私目
分一考と謂ふ事と相達一考と謂ふ事と呼ひ何い又
名を取ひ在の又頗る取事と謂ふ事と呼ひ何い又
かくかく事と呼ひ何い又とてかくかく事と呼ひ何い
相手もあらば公の取事と呼ひ何い又とてかくかく事
と呼ひ何い又とてかくかく事と呼ひ何い又とてかくかく事
と呼ひ何い又とてかくかく事と呼ひ何い又とてかくかく事

控め重り候此の町人行ひ取扱ひたゞく縁者すが
トヤム利左の妹町人ももよる事無しよりて妹の
者よりあら吟味候され候ひ左の歌作を江戸傳へ
刑罰ゆすて下付泊も起よ際と又迷惑て仕候る此度を
宥め候又延後ゆする此時よ對一才よりか候有く
りてある兄弟名や波一江戸傳候族を舊教主御先
主府う六文支拂ひと相應う事と後半と申候事
ト仰候る

勸學

一右記は中黒道通と就經お運び居る或附也當也
道通よハ自分公事とす事とあく即ち其を成
核子（たけのこ）大抵判綱（はんのう）又母のるの事とす理非の

一編（くみ）之の者と元來又よ水育（おきな）とす事とて、
不育養（ふいくやう）と云ふ合意（あいじ）と云ふ事とあくこれゆく
が遙う多はのか感心よとく後學用（よさむ）よとく
毛又主羽物（おはもの）とく

謫諫

一板倉周防（すゑの）ち久東御前代の時うち本洋勢及仙洞内
かく立京の附小周防（すゑの）及江戸（えど）の事と云ふ事とて、
えどに立京の附小周防（すゑの）及江戸（えど）の事と云ふ事とて、
かく立京の附小周防（すゑの）及江戸（えど）の事と云ふ事とて、
よねぬれた此の仙洞の御勤進（ごきんしん）事と云ふ事とて、
くかんかく立京の附小周防（すゑの）及江戸（えど）の事と云ふ事とて、
少氣をなく立京の附小周防（すゑの）及江戸（えど）の事と云ふ事とて、

ち度々されずも、ハ葉端りくに追付て、其城と、驚有難之
御事、ト向ふ葉の、多く仙洞御所へ近づく。御内の
靈佛靈社御廟禮で、成吉思汗作成の歴史書より、一往御
戸は相続ひ、不戸ひ、ハ既成中局、是等内侍御侍て、遊方
第上古御まく、を廢し、不外仙洞御廟禮されく、ハ
不居御けり。何とかうすすあたれよ、おほりて、無事
もんねばり。達難の、多く、仕事もなき、中筋も
皆まじて、活潑に於處、圓示け恩恩の者多く仰給されば、
かゝりて、不居飯を以て、御事の道程きききして、下に押ぐ
を通すなり。忍入る後、周輩より、奉り、一矢下仕事在る、
忽天命めく暇をくみ、一矢は甚麼、圓事の奉事と暮
ね取る。お力圓心が持家ありの、容易かはげ過り、其邊

かくす有るの、多事と為る、御事相止り。

雅量 二ヶ條

一御事す。夜松平、う夏後、ハ巖有疏櫛の、少林主そちか
安く活在候。巖有疏櫛、御他事と附ら、此並に、少有
麻利機、皆相続ひ。尔く、御ハ形色、少有、御主事、御
ウ角の、後より、御お叶ふ。少有御御机、御一、首清む。且
御御机、御御机。

病の身の、済ぬ、うそりと、され、聲

りりく、いじり、仰のこりめ

一この年、將軍家御と、御内侍御、御事、或後、御事と
ゆ人も供奉り、くらう、馬丸、先帝の御令、御座を
うれすり初秋の月、えひと、約束り、うふ、御事である。

一葉うるみ柳の葉のむらうま

新月ほらま秋の一日月

光唐く御覽をとく行れぬ寂よ此頃のうひ山のれの行
わく流もそよぎよ行くうひ山のうそよ行く止す
きふさりもくや 由来天のもの會ふ元微之劉夢得
韋楚客二人が会ゆりて金陵懷古と云頃と詩と
作りありう禹錫先にうりくる

西晋樓船上益州金陵主氣漠然收 千尋鐵鎖沈江底
一片降旗出石頭 人世幾回傷往事 山形依舊枕寒流

今逢四海爲家日 故壘蕭々蘆荻蘪

此乃せうれい生かの人止ありくらうと初嘗天地かく
半ね回一

生財

一東照宮の御時天下の金銀不そりあく都城では
ひるを仰角のるもハ御幸をはる人の嘆きとらむぞ
仰慶沙縣々或村御近習船と内駕小舟御附とひ考セ
御名はせ見え沙縣共財のゆ小金銀拂塵勅の毒成
車のう一駕アリハ相交附の内一人よりハ其作付名
自也含ふお見はせ筋骨もくらう一門舟子細どく
争ひのハ中々おねのは仕事アリかとハド事異な
かくよと御小舟のトそれも山側の人少拂ひ遊々
仰聞沙縣にて奥までと一名やく舟右の人も紹介ドク
其者とあくよき一舟とよ意めく所、あればうや
沙縣は山側の人多くは拂ひ御走り度すあらぬハ去年作

源氏物語をひの板書を下へて、
上へては初学者とまじりよしとて、
成されぬへきす
終よかまつて、
後年のあるわゆすみ年移り、
金子をせしむる今よかあく
金子純か本心志の功
かくも大極よきがく、
お思官のトと御參る
きくかの二筋すらゆへ天道の感想の右打至く

知言

一巻有院柳竹子代極とゆく時より御の御中清ま甚り以ハ
却道有よ多か爾、腸寒致テ。おも事ハ慶元
事小く不思議心事と有る方多き。また印切が極の
如き久々大事の風と有る向後、如何、御名一統
號す。此年と井伊拂被御内申候、其事も最純す。年少カ

省あふくらむ御初づ御の事あるハ松文警のる有
松のせふの省省見るがものよもか
御れ、拂子の
うへ刀とも取ふと、守りすりへき事とん差又共行を省の
省よりうめへの本省りて拂りむり本のうれこれ、徳
川の御運のあよすうたるえりふくをもれ本のう
第ナは存せ刀の餘波止

一越赤の一仰患也へ、鴻れかくも暮君すうり、城討寫也へ、若
ゆりふき國の式產め、やうへ、今日行向あくと半、かう
つうとくはのが極嫌ふ、仰御外支國より、も音々くふか先
も角折而ま濟て、や者ぞれよ、所、やうへ、今、ひ意也家
滅亡の左右をせかうて、よ上りの、患也へひのがのれあとも
其子細とゆくもの事へ、ま後やうへも承りて云、每討の内

鳥印法人の難處は多くて或ひはたの往來多ぬありて或ひ
塔子のぼりれまゝにかゝるの坂より下を打又竪門
居る本丸の外縁人むづくよ鬼神の極めあれど却てあら
じる所也立下へ出でる處ありて今月かほらから起力とれて
くくは仕事と云ひて背をそなへて腰をもとむる色
御家滅亡のち居てもゆかゞりよしとゆるは深き淵く深く
脇衣の柄よとけられぬはもむかふはまくはこれうそあら
ゆくは身みがくはるはるはるはるはるはるはるはるは
高時仰小刀とわせ難む
伊勢吉萬と中者主はくはくはくはくはくはくはくはくは
玄蕃を方からものねくはくはくはくはくはくはくはくは
内臓お接致仕立てて漸く衰弱と医けやくは忠良す
奥へ入る回収中玄蕃射ゆくはくはくはくはくはくはくは

かくやうやうのまへはあれと我あそびひがく家初
是處にて落主翁成才様よほく取立法善くゆく内
也亦よ不意ともゆき付よ承るを八家方も詮を行ひる
のよりやして松尾（ゆりは）夜よ入にて差所と原糸屋
を波えねと極め今壹の役所付室る犯罪小一筋行舟にむけ
りてゆうゆう中乃が多事あすらゆるも參議仕事れ
居間（居間）の家主次の万子と勝彦（ひでひこ）印弟
居よりは忠重の腰ふゆひ居多すゆくは今壹の取立
ゆく白骨溶すも事（こと）はぬまよま方小面とゆく事
もてよき只今食ふ事もゆく事も食ふゆくれえま方う
ゆりえに乍らゆく事（こと）はぬま方小面とゆく事
勿体かきゆきちよせむれの罪と内免せざり難有事

よしやうはま方よをとく葉堵りて下りて湯波と
まづくと水氣かきとく勝ちにゆき先前かふ
うけぬ綿衣の裳やうケ秋の寒寒の人の掩ふ
匂うすかふ本又ハ人ほ忠義の感うちてそぞれもかの人に
すく忠言とはりとる。衆人の中よくすく下りて
入ハ他小よせかく成りとま後ヒシタヒシトマヒ
东照宮のひ子孫承りと有まくやう 筆後御印と有まく

一大歎院様印代安政伊勢守後書流書はお勧め時も
あ焉よとひは人書出ず、假有く伊勢守後書考の入
道書かくま印充中方守は此人ハ寂翁少勤氣とあり
者の事なるは多餘不居よりゆく其附伊勢守後書
内勤氣と參りぬよと今ハ少紋免ふと寂翁の竹跡

相役やく私支配角よく此器器量の仕そ紫かのもの
無くよ一节はの大達の者除てすらあやうを附伊頃
ち及ばれつて少數於中の方をまよ仰ひてすら古書付
懷中はされ時を節はへ方終へ也はゆて取車以ひ
ゆくゆく人とよ者ハ旅宿食く室着若ハ稀する事よ
古根より今こそテ御よ旅宿小段役と少勤氣の事よ
在年の附の本たび多岐り難易は何んとぞ多事則
事家事よて有くとゆきをはづく事よそとぞ事則
事よ少すとく少多く人よ衣は役候は伊付も少事の少宣发
少勤氣と附立事のよ。而因附毛利伊付も多事及あ世の奉
族と嘆息して者の人ハ也す。而第

直言

一枚金剛防守及あらゆる御目代の内より云家衣津（東向周防
ち居す同）
あらゆる御守りを御取れ云家衣也も城の日限ね扱ひ
あらゆるの首尾云々周防ち居（先生とて不文行事は依り也
城の日限より周防ち居故也も城守取よ計東山く其時も
中根吉彦管な御行用人ゆ（近江郡今有主役）
呼び出やん坊主ゆも主役ち居ハ此今御前（ゆきりと申ゆ
て名居る周防うゆゆゆと呼んでありゆゆと申ゆて名居る
主へと主役ち居奉（此やの以紫采を主を表す事ゆと上
高木は周防ちうゆゆひゆよ先年うゆゆの事ゆと
ゆゆの周防ち居ゆゆと今形うゆゆ云家衣御目代
作付せよと今も云家衣御目代
云被服は云い御守りを私望と不意承有をもと甚

中は左のへ縦文は成るが初段を下へとせしむる今日も右
は引ひよる者又左側よりよどり今日の云取氣即日見
當事延て居す 路上にまき散らばゆぢやむちかくもいす
そくはよな家れ、近村也城の者即ちよもや少紫木
ひ藤左近へ是今成り奉る所藤右近成ゆる事あり
左のれは成りゆぢやとす 因坊ち成ゆぢやはすと
右のれは成りゆぢやとす 因坊ち成ゆまとす
ひき背筋、筋のひはくとすれいと今は成りゆぢやと
う人ハ背筋上とすれいと今は成りゆぢやと
れは自力もゆりとすれ、本淋やとす
まくはくとすれ、本淋やとす
渉氣まゆ而ものくとすれと意をもるの

内様式相止下右の事印を率て方坐すとゆく周防ちか
冥加よ御中へ上様の印持り此處かくの上空はよ御
多事の事はやうに用防ちぬれ御たるはあゆれ
附れ先て印持り此處かくの事
内章之用矣、公家一考の事、京都而日本、支那とする
事と曰ふ事也と不思ひ思れ此處又御上本事
事と云ふ事也、印持り此處たりもの事、なむ御持れ、事もと
事と云ふ事也、御上本事もととて御持れ、事もと
事と云ふ事也、長持すとて御持れ、事もと

卷之三

一報亦在秋深處
一紙誠可見也論者應也為薄中以薄
以厚亭主也何如其一事以慰主事付之厚而以厚為厚

誓前聞處次第トシテ者二十年計ニシテ少く罪有ニ有
穿食之シテ未後不以近放シテ即代宿合所門附
かく田地も有ニ云義久没入即れ次第家主牛ノ節ト
考ぢ及とてん而穿食の時よりモ過喫致肩を立
逃散以後家給牛ノ節セ度よく而或即免御名號取
れ牛ノ節也未だ治焉未歸と表下付され二十余年
足亦小牛ノ節江戸ノ野藏町人ヨリ奉公一様之爲取
テ久経年ト以迄然(せ)り先て二十余年以來去歸と成城
小乃小牛ノ節は信長今萬地さあう内豆腐屋(豆腐屋)トシテ老
方(おきな)牛乃萬地至腐(豆腐)トシテ中者ハ内豆腐ひづき
有レル牛ノ節は野松(ゆゑの木)牛ノ角有レル有レル
て力の弱者と云ひ乍勒(さく)り牛ノ角有レル有レル

多事より其後源氏宅へ唯今の主人孫義房と呼ひよきて
平八郎本ナ柳子御行はるゝ事生まつ方より柳子
と源氏家本以て守させんハ源氏馬跡ゆくね、左近
よりて源氏本ナ平八郎本疊取故に次第の事と申す
注がる。之處たれかよ御前め柳子春納一門とは差く
右角の袖の弓羽手弓成事よ御前御房し御殿よ乃
御れ、キム本色既ぬ。之と事相和せやう。何乞乞の因地
と申すよ云義房り御前よ汝ト、なれどお彦手波
足利も源氏一人の力かくハ難成ムもとわ小豆野中ト
てすゆゆ中平八郎作向よと汝乞人有くはと左近御
老中かく。や主事例の也金錢よお放さくと御子供の事
奉ふるを以て在處ハ主内次第風聞よ乃く之令多行

一あ月あひ波駕へ多越行うせえで仕事も
書用中かまふ形のきふれとあの候、白波駕をわが城山
まよ波方よろぢやまくらめれか。仕れすり安らか
成事とゆく。されば白波駕よりよへ移ゆくと
波方よく次第の事務が今度ふれども見えりし
中はすくなく、左の田地均的半分節にあたる
印旛郡(新潟)に先毛より、半分節能相付、ウム
少からず此を子ハ公義也と半分節より計りて仕
業者添ね共今よんふ城ナヤムナ城の者々急務なほ廉れ
近所骨立の風俗のやまと宣教す有り難い事と有ゆ
事約子方すら取てゆくが、西往六年四月十日書
萩原ハ清助室紙の也

主ひ先主入宿而幸半城元々豈知之也
主は前より御事の如く御宿仕合ひあり候
乃るが故に近づけざり候御方一主ひ往來の
往來すまを所と様の外れ
右通りゆゆがゆく矣今

忠言

一尾張義重の御所名古屋市城に書いた様子の極小行書の不
可の筆紙と仕内家中九人の名前記。其極小處人
城郡以上十人。漫書以て不常小字者人數
九人有り。十八と云ふ處が角丸の状より厚くや合ひ付
者、小字もとと掌穿紙。紙は持田治兵つゝか者。古事記
はうすい紙。此紙は松波近江の物。古事記は
小字もとと掌穿紙。紙は持田治兵つゝか者。古事記は

西の御所に詣候あらば、かわの者とて、事と取れど、
店舗や内宮前角より下りて、左方左力人の者たる者も半え
が古御く密人より多く、多くは御殿様の御事で
少しくよしと申す者細々有り、少半は御紙面も
主と申す者も義事の密奉十條を之此傳く、密人
存知仕事不役もり難くされれ何考えても、御様御氣
付れ難くゆゑと申す者と申す者と申す者と申す者と申す者
義事の御事と成る事ありとよ
聖人の考へ詣候渡り沙汰と申家光行腰山城の事と
持田と山城の宅小松と申事者と申る事也城仕
事ぬりとも、やうに於て、後事とも必ずしも事あり
也才も殊ぶべ在所の二人持田と山城の事も

おもへるやうに身をかくすと相手の山城の城波し
西より義重の印形の多き印機株と相続ひて行ひ不候
わが身の身の縫穿人有く方ふく爲め皆公有者忠義
の士も様子あらばり傳はる迷ひ在物く不毛より上空時
行く者少くりゆく當事の城内に持田次第とゆく
中よりの義重の少ひぬく少ひゆく遂に之を山城の
主とすと今般持田の様子を細水より高級の松
右の十ヶ條を測度するもゆるか其の如きを一言も
あらずとゆるは一命以降はくと松よやくと志松よく
て忍入印の慶と幸運と喜色形く皆抱而て奉へて
勵へる事なく上のハ賛同して義重をかくと云ひとお
ほほ進く印月の紅葉の葉と山城の譽者と

御用へやと先のうへ小切端津下まき役義行候ひ

國政より頃り

讐言

一紀伊國南紀流根守代大和郡山と有事因犯及近辺中
ノ附ふ内犯及び相手の（大原也）と申考と被名^{被名}此想
此想事本一言故の歟り中多平介弟後藤節想焉
仰せよモアハ有事なき附ふ本ノ節は附屬之實ハ流根
家の事のうへ右後藤より所載^良南紀流根少守り
此方の本と云内犯方と主邊にて紀伊小野城近江守
て立候りてあは佐原^久也其事のつ活^久ハ紀伊中勢
代もと源氏の所一派とす今門門^門は仕合所の事より

竹葉内に於てお詫び申す
松本源小治主の役付某
安達久松此處に當て
松本源鐵之助即ち近習よ
てお別れ
一切の事へ手掛けて
源鐵門名の如く有る所
金兵衛様跡行くるを
あはれと仰て、ハ怪しきものと見ゆ
あはれかと仰て後、有るる爲め

還俗僧

一南地行所より蓮光ちとや津ち家の寺有くとも寺小亡年
行時うちか沈家と申く家督く蓮光寺住持行とそり行
不才者と申く清々と海徳よて仕事よとれむ如斯病竈
未詳幸ふ小孫主時うち儒學ふ志督く津家の家令不仕
获生也寫と申す南代松平甲斐守はるゆきと儒學達光ち
ト別くの事と申すと申すが儒學のゐ津ちがい本蓮光寺

致誠ひれね夕ノ初め小念佛かと申本是死人葬事法
本かと勧め申候の外迷惑小ゆゑあて傷者小死成
が余承とまく申立蓮光も也鷺山もやうにした
都南還俗修業名やくす有堵正寺の帳面消
はをやく津古家から学用仕傍へ堵ふるかく多岐
帳よ高むやくは所と長く成り幸まよ長那
少有傷者の方小集ら極む号稱中は久々活人者にて
詣も宿住みとの事も力作至の下田、母房小肺病有
えぬゆきも見ゆる所まやうの歎きゆれぬつて年
在りあくやれて今思はせば其があれどまよ知者
おれまよ詔令申すと連光も詔令をせばて仕
せり人我有くゆゑた連光寺へ出でての法のわざひれ

不役、ハゆるはたかあひや体所成す。うもハむよゆまれ
新町（不當ありて右の所中すアリ外院、不尋形ひよび
ト教義事ハ筆く蓮光寺ト細井源節を主トヤ源人ト
心印ハ此共も沈家事ゆゑ不蓮光寺（寺ノ竹の事義
事も寺ノ竹もれソつカ）故モ皆有付主トハ寺小庵事ハ
色少く合意ね（トシトモヒテ）在院ハソツノ御事
相手ノ御事有志私方（考む源中根貞宣と名と付
門以貞ハ正也西小帰寺の主と云ふと名代付
瑞、教事トゆゑ去月下旬の事めとども私方二十日
後より延年ノ御事御院寺と書を讀ニテ以
泥塑人の如く小少作ト、場内者ハ少く此男御事モ
時のみ御事ハ詳ゆく、且其家文より立手な御事御

トよれり力安らる聲もとんとん絃は歌う刀さへせ
先行方（ちよとよきをぬれをも内行きを修學ア音
えもす而年二十より相成中以十二三より又小おくれ僧
旅中年より三十年の多額お財銀於此上水城吸食と
疏中旅もしかり

正徳六年二月
十六日書

以下ニ條事奉事之辭

一等も利潤深及の件定而、泣可也罪科、越活活源ノく
戸次上總久野（少額もくつじな事の折りハ本家松平
氏教寺廟及領主の百姓と城主ひ者本家の家臣役
事の者より少く主成す教以身布蒙合ト年金一
り御よその取扱も從事も本家も本家も本家小抗拂セ
うき本民被吏事もわぬ湯原殿前本家とひ

ノハシハシノヒニ又平生の跡政事等の事多々書
本家の頃はりたる事少く少頃成る所は経済等ノ一例
佛山より不廣城より餘地の方在本家（西浦）本家人
詩句と吟詠節は近づ佛山難吟とト書一冊相約
波ノ以伊友仁東学と信向有伊友未子此家小佐（登志
本家より付以家外中ハ本家）内未子付ナトヤハ但此
度も波浪ノ内にて也色お放り（ハ家外中も本家）ハ内
系雖は不育もふ百姓も此已後本家と和トテ名なシ
常憲院様御代松平忠勝うしく縁談船ひ草子久
百次郎ト角さん（佛山表子娘ヒ約束付意旨以實ハ思
田豊ある及娘のよを云々細取此二年足らず而以節取
主而もと始く江戸（因て約束う色嫁終相整ヒて一年

御も主やは以後不縁のト一節ト主なる甲斐ちの内（有恩
かゆり節）以て此一事も大がくてまゐ人もお知し内に
牛生竹林演礼放送（リサム）等ふに承う極説論と
治國の要勢の形ト立筆ヒと信用して政事小報終政事
官主と呼ト下は故外在の佛山難吟と見合ひ浦秀吉と
文章も有え賢能のよハ小ア無く此度入京ト仰
一韓客葉語と書二教又板行仕同様時賞三巻庚凌同
援二冊少く此内時貴は長門の儒臣山縣ひ助高田の
入江若水東武の安友仁萬圓而秋本居内原虎凌よ藝易
味木主軒寺田立翠かと詩文續善もく其内深翁與
松鹿派ヒ古文と付トテ徐翁ハ佛山の儒臣荻生忠萬
慶治ハ前對列の儒臣松浦俊萬事ナリ此書の趣松浦

方より熟焉門外の山綠が助と称せ仕官也あらじふ
考りはく彼大言書

不循人牆下而走唐唯韓柳明唯王李自此以外雖
歐蘓諸家亦不屑爲

此說有之韓柳ありもよしと柳文仕許もよしと歐蘓ハ
不屑爲との事はのゆゑに後の中をも御々教トの非矣
筆事トヤハ新井氏先生より御教名を承候トハ道徳よ
てハ體人文章ありハ韓柳歐蘓ト宣論すくまよ也
やうやく聖人ハ道徳といひ御教名トハ教をり候トモ四萬八
新井氏先生
正徳二年七月晦日

一荻生熟焉事多りく文章ハ我一人ト称す此段問接
略賞よりとの様仕事子た朝鮮人との緒善の詩文

小自力批判とかへがやへ第一段以下第一事多く略賞ハ奇
字ト色々ハ少くゆき奇字トヒハ奇字も少く先有
も浦尾氏かく第ハ第トヒハ唐の韓柳明の王李のかハ中
國トヒ文章多く歐蘓も少く文章ハ不ゆくトヒ
近年ハ奇怪と被うちる者山縣が助毛利氏の傍臣
雨森義重廢久海内文政トヒちく雨森文子と称
めて雨森方一書術とぞヒ目あひく文章却ちりもの
をもれ殊毛子の事トヒ教方へ在く也既往トヒもく
山綠方の書術とは雨森松浦とあまく稱すく此あ生
小文章とあひむとヒ此の字小個トヒ文章考究成
事もトヒ松浦雨森形トヒ事石松よアキアヒ
松浦ホソヒトヒ形トヒ仕合ヒ又本一言の生う參ヒ

ゆふよ 新井氏も第ひまかあこの傷者發行喫食

事より 正徳二年 肖
十有九書

一 湘南宣子御津遊より まと今年吉歳より 宣子十歳と
ゆふ毛又美事より十歳のひあくやとのハ

鳴字率

一 紀行印城下書院より 講書の時より百七十人の紹介有く
一家をうちむか席を置き常山元綱講義の日ハ右の人ねすて
被國主御主外の商ひよし西より酒をすや外へ常山生
シ而る詔書正徳四年 二十九
瑞岩水月久

名跡

一 井上氏の死再びとくゆく跡を尋ね、生ゆく材をくわえ

一 ト御心識す旨く本鷹入より先づ新井氏印と東寺
の印等一巻にとくよ形うなひは又左記ハ室戸を
と方く仰りやどしてのむをかわすかとおもひ色褪の
才識ありて、高さちきや筆の筆性は極ひ至れりとや尾列の
偏後足今、常のよく相動ゆく由の母尼を成り了先
とよひもやお茶はせ尼室戸をもゆうやて饗達材辨
天祐の禪識とゆふ夷危としてあがめひや公以降を
親小院令義ニテあや者として其時の、うもおも此う代
在の井と民共もとく偏佛の食飯つゝ一即付ふせと
氏譜より

常小行道されにをせとうみの
養のねりもありて酒くめ

此う人々の情矣りて一やひを取て取つて男あよはり
英雄よて承る御まほありと 正徳元年四月廿九日井上氏
名越二面受付

虚心 大君

一様現様の字用筆個人が書かれて一封と仰前よねま
毛ハ内くやと及板を書はゆひは便箋紙に紙とヤハシ等
既施にてされハ余と殊りや併合はなりと今されま方
次々と其人對と切く語りケ條書紙としよ
何の事とや時興一チ余く小ゆもとくあきりてむ承事
と云威^ト取る便箋紙と考特うの事とく、其言其書
付此方^ト此紙にて以次御書を節^ト多^ト後ち及停^トも
余^トや在の今度と立^トく詔^ト、後後ち如何ゆか
此紙にての者^ト相應^トあは^ト一つも用^ト立^トや、及^トと

第^ト以^ト附^ト此^トハ^ト也^ト左^ト紙^トいと^トえよ^トも^トの
不及^ト不^ト也^ト是^ト不^ト也^ト多^ト年^ト此^トの^トは^ト方^トる^トゆる
ナホ^ト有^ト事^ト此^ト形^トう^トてハ^トよ^ト威^ト不^トア^トテハ^ト不^ト
什^ト候^ト不^トれ^ト此^ト紙^ト何^ト用^トも^ト立^ト可^ト却^トい^ト事^ト有^ト
候^ト不^ト仰^トも^ト候^ト不^ト後^ト及^ト未^ト後^ト有^ト思^ト未^ト有^ト御^ト御^ト事^ト有^ト
大^ト而^ト所^ト御^ト下^トの^ト言^トと^ト御^ト御^ト紙^ト中^トく^ト此^ト方^ト思^ト
や^トの^ト不^トあ^ト、^ト考^ト別^トの^ト事^トと^ト感^ト紙^ト上^ト有^ト及^ト
此^ト事^ト不^ト可^トされ^ト、^ト此^ト事^ト不^ト可^ト御^ト御^ト紙^ト及^ト御^ト御^ト紙^ト不^ト有^ト、
思^ト有^ト念^ト有^トナホ^ト此^トの^ト事^ト大^ト而^ト所^ト御^ト御^ト紙^ト及^ト御^ト御^ト紙^ト不^ト有^ト、
す^ト一^トよ^ト水^ト不^ト能^トり^ト先^トの^ト其^トの^ト事^ト不^ト成^ト御^ト御^ト紙^ト及^ト御^ト御^ト紙^ト不^ト有^ト、
主^ト事^ト不^ト記^ト也^ト此^ト事^ト不^ト定^トて^ト左^トの^ト今^トある^ト事^ト行^トの^ト用^ト
も^ト三^ト事^ト不^ト記^ト也^ト此^ト事^ト不^ト定^トて^ト左^トの^ト今^トある^ト事^ト行^トの^ト用^ト

身は身より立つてゐる者を仕合ひ度の事より又申す
かと云ひ候はば反対の人ともかく身よりは名と波多も
身よりのものなりと子の上部を取てゐる身よりの方の人が
きふねれ知れやと兵時うちの評判より仕合ひ度の文子の名る
邊ひやんケ秋の事仕合ひ度の様の言と背負ひの市と
中などとお身よりされぬまく上節分ぬやまと人の様
事は以てこそ小氣は付事は父子の跡の事がよそなむ
友人の精到をとどめ新井氏第ゆへ和也は仕合ひ度の事
わざくは室をもれず又とて身よりの波多をして有る事
身より推すりて上部を多す又がよしらしく政柄と行
第は人をかねま人の名波多を拂ひ逃げて仕事の事
いふる所を人のあひ物と感へゆると身より

も初夏不快の一時よりは不快無しニヤリ此後八新井氏も夫々
城外在住より是年六月より

今度は代りに柳田君へ少誠が暮の時より身の様の御事の事
は御承知いたす中も大切に御承知の事とやうに聞かれて是
れを胸に入念に感へりてあらうの事とすの少事
より沙汰はせず、まことに脂がよ一汁一菜までひきと
去年の酒味のかほりも餘るぬ今、色とりどりの醤油
三種のがへるは至りて山あいのりよ。掌窓を相急
待中へ勿論農家の類とも沙汰をとくは止文今後日
考へや誠の不承任者當とありゆる所多く程々仕事と
やう御承知する水戸様と申し備前がお替りをあよ

中止後も行家の即ち刀放病の時も被病せり却て刀
落とす事無く身病の事無く小切を乞ひて其處に到
居る所中止しゆく所終の事無く身病せり

大臣理言

一ノ作目余長官つゝか人
巖有流極却代山道有りかく
掌内の志す有え共今七十代の老人也此方よ奈良
巖有流極却代松平作至ち及御城りて河野豊後守
伊政率皆也諸公時うは御
牛下也やうに生銀の御よアラヤクルが豐後守第山
えれ、推測あらうゆかに思ひておまけに御傳を仰る者よ
ておもひ承る慶との人だまし申へておまむか申
めそ在りまふせば自れ多くておまかと後悔の言

最後詠哥

小草はひきぬけのまゝに先よし邊りをまわす中と
其のまゝ出でまわる事へ爲る所れども人小ぢのあ
うれりゆよとあらゆるゆゑに一枝下りへ往至ち處、國後の
浦よりは河取役の敵へよ叶枝下り本され、
えを近代名戦のうち近づき毛色写へ假物の氣か
はるか妙絶の取よをゆく日育す

利休より果穂の松を贈へられ

萩原相馬よりとおりへ

かくふ色ハ誰知ん小寺ノ下されも夫念波ノ
あらす帝よ竜頭服シ小寺モ帝ふ御取だく板斧
其家入以寺よ形シトモ猪々茶入のゆふ此をと書
竹やりて肉小行きゆめのせのれの豆ひやく、帝御納
キ小波ノセ、めぐらすよ、御縫く其財もう脣くの大名
夜うすめ一回よる故いくの仮ト萬て御みれナ秋のゆ
取ハあくがくぬ死トモゆる死もよむ死もよ。天下
まへの凡事うちもの人の死よ歸れて後死すと聞さ
れ難忘とのはまく宗易一代の物ねお此扇胡の凡事
さふ振りやまとまゆく口青す

一寛文八年六月有馬玄齋頭櫛利十七歳まで卒せりと
あハね半襟はる櫛童約ほの息女すりあく二月中旬
沙娘娶あつたり六月のまつまつ引き憐のう二首

うすの松の松小月をあきとる

消す人の新ハラカニ

うすの松の松とひととて五聲も

今一そー小きうそのかーき

悼有馬氏

水戸相光國

十有七年胡蝶夢醒來何處後遙淚和薤露此
恨綿々更不消

有馬山のまづれく病の
消く沙のまく人をかかへき

余吾合戰口條

七月七日當局及山本をも小谷柳と願小歸夙江主の出勤
余君の店に残るが黒田本印も速水の町と放火有
て人殺以少半拂へ河内は長源の城とは去年より
當局伊賀廢城初のうちと此を以大閑川（注をうづ町と
石橋並有出勤も余君の店小押也先年の勢ハ東北
今市府室尾崎（派波除ハ半世多有本年と拂りて大
閑川、江波よりより本の尾崎小出除其外流勢人殺
立十八時と申行り至りテラス双方をもよ出し申
がくと余君の根もと西を河並みの尾崎小出と場を
りを大燒と華セキシ小柵と振り出向むりまわ
れもあきひよりよかくみうるよき一いつの色いろ内

東北より河並山納チ巣（黒田より本印より安西より）
拂へ山野宿有三五本印より堵金賃及河並山より紫川
かがち城ノ巣（巣よりは拂を拂ひ及黑田より中川源三者
本印より小出業を拂ち及と四壁あり則て大閑川門西
源利大姐（以入河内と尾崎事（以手拂ひと申つて
拂ガ一社有く四月たりのアタシ小出も人殺ヒト）
河並山より本印より申す（拂本印）と拂久間事高
河並山の尾崎より人殺以押城（拂本印と申す事マサ城
向くキ）が小攻病（城中より拂りて拂も人殺太將ヒト）
を人も拂ひて討死を亦また手廻り犯人多くつる相作
久ら及ゆえの出本拂（ハ門内と申す所）（左にかく）

次の木下城を織田軍へ攻とく

仰りて木下本平の城へ相葉を攻めても相馬と云ふ此
表の松が山あつて草木も少く時計とて移太田の城と
望み高き高砂の勝小畠山へ少く移そつて移多處の
人數と西立かずれとて大仰久らぬも人數と数ふらず
まく西一里の山の岸より河野と河野山
のうまくも口の金錢は人數とて數區とやる
人半不在小見城焉りやひ今日佐久に及川の津井通る
本かれりやづるべく跡々而く欲味方ありたりあ
少けて騎とて時々久らぬに之河野山の城の押の入ね
主すれ共不まくともうけく二千人前よりて行け
船をく門をひきとくとくの金錢と交せんものな

ねく有角一かくさゆうてうるてよ葉よ相送

詠小主至一人教作今るよる

主君と内退されし御家が継ぐる故人數はなくなりとく
未だ也む勢いよくまことに清閑院作城りとて八作
久る故人數多の軍士は主君されね故小造られてお
卒役分く道く出るより既その勢いがよも休まぬ
少くとも押すよ木下城を織河野山あ城小造りたる人
ぬよ木下城をわくと先手よ進つてき河野山のうへとく
くら休思とてやひ木下城すほどの山の城小造りと
人數二備立かねばつるたての木下城を織反人數と云
城もと押すよ木下城を織反人數と云

主計一もなく首一うキノ刻より初小あ方サ合て火公義
と主ノ印ナつてゆるとの軍小成く主廢ハ故高方た小入
破りと重參小有リ不すなよかく又ノ印ナムノの刻
またさて終小少も統監殺されて味方入救世法て考ヒ足
門徒小細ラモ味方の傍ナドト人ノ假の事滅可ケと
主小室教と尼ヤハ終小此軍ハ小主の角小モ味方勢
也終小常向及ハ足ナリ柳森の上の小城構ヘ主角と
ツ半拂ヒテアツ

終小主の角小城く法勢悉く紗軍を常向及ニシテ
柳森の上丸山トヤハシ小城小構ヘ四書皆有リてあれと
常向及ノ半拂ヒテ法軍勢弱くナレタ此軍も常向及ハ
籠テアリ主く法勢ヨリ有リカチ味方の勢と押掛け

也終小城小城中より門取定シ切て歩テ
名ノ御小内ハ常向及ヨリ考主の氣包紙使テ而ヒテハ
くても更ニ主助と名ふ者多數多在リテ終迄とそ
テヘシテシテシテ考主の入城ナリトヤヒテアトモ常
向及ノ半拂の出首源氏別右閑休ヘソアム入る事無
御小城也法軍門合リテ常向及ハ半小の主ヘ貰テ合の
有ミテ色付仕事ヒテアリヘソノ判常向及ハ萬葉合の
府中城ノ城ヘソハ城有ムと以テ主よ府中城とは
其役もやぬく是ミ一人も主く威く主廟小主の主小城

向多ノ城以山勢をされし處をも攻めく附り候事
ゆくされハ城より遠く攻めさんと向ひるの軍
勢は限ゆく討りきよしやう下初と御座し候事當
て何の謀反の有無も候軍勢はく出陣未あつる
右軍を令戦の様子既に下り方や計り多く也
之をも一若輩の族今ハ此の計を計小兵城り志印
の件はくも本未意前後お走てて四時行方の件
あり如何の事かと申す者以度余心身承取まく出
すがて承との事

伊達家騒擾

一松平陰奥辛没家を入候事自酒井殿お役及宅
印老中不絶以家を大掛かりに穿鑿之候

高田甲斐不連成有及迷惑相背書付有之也虚言
を申次の局（お立候事妄聽以切教）
立向

陰奥辛没家

伊達家騒 楠木元房

高田甲斐 南庄院毛利重石

同 同

紫田印記 日向院記

古内志テ 村木赤音不重合

津田家 稲葉多良

右修田出雲守成甲斐代切馬と云う事御正慶等
ち多也城込達上開候

二月十八日

因 守高

被承後及家主
少姓氏

一於評定不併達無取か備及田村殿後多
次ハ立花た近將監及處本在多ハ及奔井新馬及同日改
辛久ハ併達左江内夏月同日奉行及同日改
井家奉じ革綱領御辰光修有ト御立教が備御はる達家光
三革渡見仕万本家本大通お候南陸奥もとちう立多本
作付上と無取が備御はる達家光之革以れ候第一節
有人不相合れ家中仕合本立年ノ刑罰之族不絶付る
家中三革不綱事往來今及而高甲斐不相合付
友人不見候下く思ふ也多取八年考先代ハ以入
而起シ家相手平古作守ニ御改め也病氣有立本不相
合付御付御兵承か備被用本ホ依門付御付御
付考引及本是作付及宣傳點ノ及第次鳥市西成

又多取の肺山頭領之本江小笠原左衛門よ
内監房本在多ハ井新馬の令萬有作風の御馬友人
市西ト清江之別小笠原左江内家本(付)

四月二日

右介陸奥守家友家延之水田門(是多田甲斐一馬)前大
浦向多喜田村内新馬持御多喜(是向御房福田新馬)
少と云津多守多(少根)是多喜(是向)木野今村吉文榜山
達馬志多喜(是入)ハ併達左江内夏月改

復讐

一月二日牛込とく歎詩の半里半里御改
少取毛志良ひ多喜大賀及左江内少(是向)少喜(是向)與
吾事トヤキウム少弟義成其事(是向)御作多喜及家外

奥年隼人より人曰及奥年肉筋トヤ今位脚の文字の
事有只論仕室一あ方接客トヨ其處小宵令ナキモ
押シモジタ肉筋トヤ介所トヨシテア御小宵令ナシニ
キモジタ肉筋刀と接隼人ト接合有人トニテ不充多御
御机押シモ商方ナシト門中(深)一太脇内(アシ)青筋
上太脇及第トハ和歌の花葉詩よ窮來モ由之がの西後
仕氣モウ派仰トて在仕官事多知モ不ト方有人を欲
到手トシテ第付々御机日有のは肉筋やヒシケハジの
本場也。雖ハ余切波仕鳥ね御内ヤハ門中ニ御
ヤシ切波仕隼人方一門トモヤハ左喰足の時々之
黒ノリモ隼人切波不仕波ナキモハ單瘦トク旗小頭人

自裏仕ハシテク御医ト相忍ナセヤナリ南うち公室モ無リ
少て四年秋のは太脇及第隼人ト接物以參敷ト肉筋子
歲十二三キサツ深ハトモ考ツテ色モ濃也。第ハ肉筋方
一門ナ三人を友ト能トヨシハ浪人仕隼人玄津言ヒ
少時ハ肉筋方の弟モ神ヒシテ御大能門内御計
事取シテハ其後行向ヒシテ御ヒシテ御ヒシテ御
隼人一門トモ栗平主トモ者太脇及第ヒシテ御仕
至度く立候トモ太脇加モ腰トヨシヒシテ御言ヒ
四年秋ナラニテ御内御方の弟モ通年ト御接御
中ノ深ノ方モトモ御犯人亡人立候ナキモトヨシ
隼人ト接シヤ吉日御御御御御御御御御御御御御

かと冥帝と浪人多く抱き安否多く持てば御机深八
帝と公義の歌詩の事より南月三百西別上ト下年余
少く向て御威馬を一文字ぞうと一枚もあてね御天
守有ね良風流四壁に大字もえん隼人門本より下と
内門と門と門と而押也隼人又奥年大字もや人回御
浦多馬と隼人音外家本十人附切取一深八合を腰と毛毛
多れ也以深八細又も深毛便りと戸板のせ大字深毛
首桶よ入門也以隼人わゆ一毛毛と出でる毛毛と毛毛
わく馬よ引上下十二文ゆく也紙牛也の大物の聊
あ方家会内経ひやり紀隼人と深八深八合隼人会内切立
水道の上小船れりと深八経くわ入隼人う首と深八
隼人家外等切取一深八方よ手附十人半昇度也

うちの首とりてセ牛也近不深八切取人の緒衣有え毛毛と
門也やむ也以深八隼人首桶よハ辰の割上附斗の弓
ゆへ足桶も多くはる毛毛うきる歌詩とや事と毛毛深八
丙午今ね馬とドリヤー也所持歌と以深八合也
もも今毛の九附まと門也よ首の底な分尼桶よ江系
り以深八節也宇歌すその様子ハ因多切房物也と水也よ附
うの深八半也と木の若柳也と水合書有然首よ江

二月眉

吉田通角

耕雄

一山麻高木萬トヤ浪人浅野因通源也(少額萬木萬)又母
妻子も因通源也(少額萬木萬)又母妻子一木万も

久本公用とお経渡り難く御内を而へ禁絶のう
ひ落とすの様子毫末れぬ所は御内を而へ禁絶のう
常刀及び脇刀（ひばり）の如きを以て御内を而へ禁絶のう
お仕事へ今度聖教要緑（よしんじやく）をもん中（なか）に爲ふ事の半
御板（ひいた）の仕事（せわ）（を）へ書（か）ひ事より木子を那（な）
仕三千載不傳（ふてん）道（みち）へ我道（わいぢゆう）と書（か）ひ其（その）所（ところ）の御傳（ごてん）故（ゆゑ）
四百八十式有（あつ）人斗（とう）の如（ごとく）入（い）り候（まつ）る御内を而へ禁絶のう
折（しりぞ）本（ほん）仕事（しごと）も不知（しの）く者（ひと）有（あつ）り候（まつ）る御傳（ごてん）

十月十九

賜（たまは）り

御内を而へ禁絶のう

奥村（おくむら）
周（しゆう）

今枝（いまえだ）

察機（さつき）

一圓（一円）尔（そな）れの財（ざい）範（はん）前（まへ）中（なか）納（のう）成（な）れ代（しろ）の城（じやう）攻（こう）為（な）れども右（ひだり）
三（さん）威（い）共（とも）功（こう）と感（かん）へりと已（い）く兵（ひやう）料（りょう）の賜（たまは）りと中（なか）納（のう）
成（な）れ乍（さう）小（こ）や細（ほそ）を及（およ）ぼせりありハナホシ（はなほし）と威（い）威（い）勢（せい）勢（せい）と
乞（こ）へたとひ此（こゝ）一（いっ）戰（たたか）い方（ほう）精（せい）利（り）と取（と）りとゆく事（こと）を
威（い）威（い）勢（せい）勢（せい）とせまうと考（かう）へて因（いん）東（とう）方（ほう）（ほう）れども

○大將（だいじょう）也（や）人（じん）
ニナ休（きゅう）ミニモ

一中（なか）山（さん）道（みち）信（しん）別（べつ）芦（あし）田（だ）の宿（しゆく）やれ、右（ひだり）の方（ほう）町（まち）を離（はな）れてても
山（さん）の立（たつ）る山（さん）山（さん）それ方（ほう）經（きよ）て成（な）れどもあらする
芝（しば）山（さん）山（さん）也（や）、左（ひだり）芦（あし）田（だ）十（じゅう）急（きつ）者（もの）居（ゐ）る處（ところ）
小（こ）加（か）曾（そ）宗（むね）月（つき）と萬（まん）文（ぶん）紙（し）改（か）め一（いっ）仰（あお）が（が）の代（だい）越（こ）れ（こ）り往（む）

紫家月代シマツノシタ
此據小布錄シテクコトハレ
或附秦の助云オツキノスヒトコト
事と書シテクて家滅カミツルとす
家月端カミツルの如シテる内ナリ
以シテて城シマツ不ハズ有マサニ候マサニ
正方セイハウ都シマツ即シテ日見ヒタチ也マサニ
芦シロ向シマツ名シテ家シマツ城シマツ代シマツと勤シテし

○大將老人 二ヶ條

枯れ枝の葉を
落す音はけくわゆる匂ひの如き
筆の如きは切に思ふに退りふる道
をかくまひの間も極うてやいたまけ者武場の有
ひとむねうちものすりとれども
時の事うかの時の事うか御は想つて
未歎がるは小之本うち相輝たり多きせよとの
事まことに毛浦若以爲能とてはるはる
ひがたれよやへ行方ぞとて时家家ひのりは
ひらきとすようちあきくとく
え唐風の事あとやうた歌の者すと多きと

一參りあつた計清の金取の據て申えん
（高橋と申むる）

此家月代は此城小石井
或時春の助云の本よ
人を事之家滅び
とすり家月端あらか役内
り事城前も有候後
三方都（伊賀月見山也）作有又和姓
芦田と名乗城前（城代と勤む

○大将毛人二ヶ條

一
う井伊節とや人長久の金鏡小所ア故人扱んて也有
付テリ何のが立念がまうかと 拙政雅開本方本
禽鳥真の底とる處レハ勿と徳也御近前追有の事也
京多々カ
ナシテモハモリウ小乳トヒト言有ムニセキ
人の音ハ知角より往々慈事 痘引の役トサセキ
一
志高キヨシ 信吉と和合の附甲別れテ東海に至ル也
以成精んとして押と追合す時而日向の純菴の

枯れ木の葉をうけてまた月光の下に逃げて
鳥の声はうけたれぬばかり退ひくは音
すまかくのい日向の様子でやいたる者戰場の方
ひとむねうきものうちとて色遣りもと
時の事うかの時の事うかの御はせつめう 桂花林中夜
参詣するも夜う本うち相輝たり名をせよとの
事まで三毛浦の芳以夜行者として時家康の口は
ひがちとすよしへ行者として時家康の口は
え唐木の事とすよしとすよしとすよしとすよ

へ參りたる計清の金取の肆に來る。高遠とやうじて

乞まく絆と合ひて者ありて彼う二事小強ひつやも
とそはと小者よ波へ左刀波極く地ゆ歎の方河井
吉都吉房と者波船とくぬい波半弓身也とを
りひき刀の多く御とく波船の葉に波半弓身也とを
三けうれりく肩毛りく小峰山の船の甲の色をせね
てりへかく波紀毛とさう其後追合せりと河井門内と
欲毛ひくらの毛良と波毛と毛毛と毛毛と波船
とねがうりりりと波船小峰易へと波毛波毛と
ち後河井生毛と毛毛と毛毛と毛毛と波船の上と
がくの功毛と毛毛と毛毛と毛毛と毛毛と波船の上と
毛毛と毛毛と毛毛と毛毛と毛毛と毛毛と波船

見ゆる前と毛毛と毛毛と毛毛と毛毛と毛毛と
毛毛と毛毛と毛毛と毛毛と毛毛と毛毛と毛毛と
半と毛毛と毛毛と毛毛と毛毛と毛毛と毛毛と
半と毛毛と毛毛と毛毛と毛毛と毛毛と毛毛と
半と毛毛と毛毛と毛毛と毛毛と毛毛と毛毛と
半と毛毛と毛毛と毛毛と毛毛と毛毛と毛毛と
半と毛毛と毛毛と毛毛と毛毛と毛毛と毛毛と

此時不意計略の戦一揆仰り一向家の爲毛毛と
波毛と毛毛と毛毛と毛毛と毛毛と毛毛と

頬褶

一之毛と毛波波波波波波波波波波波波波波
入河上傳入八年少食不口本毛と陳毛の本毛と
ト毛毛と毛毛と毛毛と毛毛と毛毛と毛毛と毛毛

伏夜行へは月夜へ泊りては男と立すと以て女とてゆ
たりとゆくやうにハ余日本とてあくと食すとまつた
高戸銀山と大寺場上原みどり者静て退て声の
波江面へは銀山とゆきが波をもすゑうねりとゆる
てゆり生有以後金印所承受け國代莫ム

智巧後成名

一水野六萬坂ハ水野と和ち及すかく寂切 棚垣宿
即奉云事少な少筋用と有と人を行ふん此下
上源人少て西園小糸う路沿ふと筋と拂ひぬた宿
宿舎と行とてあらと葉と拂ひ拂ひ柳牛津をと同也
石谷石室は用よ亭主紹りの子がひくさりの晴
日夕成やうむちの宿と拂ひぬた事は相手とほ思

此子の帰宿只の事もハ多め行本去就とえな今事
事とお念せむとを一いりんとゆくは亭主はの年幼小
りそ思ひ借用ひてハ早速帰止すと亭主と夫婦はの不
快ひゆく望むよすり亭主はやいとおむねすが事よ
自是もあ事跡詫笑ふと云ふ事もあ事もあ事もあ
ゆて是れとゆくと人亭主所うかく少徳う事もあ事もあ
候の段ゆく少若方から來らぬりとゆて却ちも自
身の内やうのふくろと有り有りうち其後富士社
棧橋橋へはまき在所にて日向と申す右の事もあ
右の時房東助と申す事もあ此の役有と家人はいと
六度の門番と申す事もあ門番と申す事もあ

の様子は人よぢり御前の所宣く日六金の書よ詮詰成
財産車を廻縦すら風呂廻へを一其の後て櫛の有
えりに封と切さか一又節約の御の全具である
是と有るされにうそと能く舍派多伎の唐京氏
少林寺の内式有るもせりあ（サトキ）をめは候ゆ
二度嘗ひ事一今一於くサキの家を儀代に相勧ゆ

治官

一粒現銀の即時収取奉り代りあ人へよ地金
仕合のあ人をれよりは一ものかせき斗とゆふ大根の大
事の役を年仲は他人へは済す事やんそれまで仕合う
やんと取扱を仕立てお勤務皆是がく行れと一の
印とわねのうちとす一よし然やく事一是ようちと其

主家は車一筋は甚よも人々の一人へ以相いサシ誠小
少室より車とて下

大儀取置

一筋の車を又身と連れてゆうの事はと墨連拂り有
拂く事、法服を車左原の良木被ととく拂吹よま更皮
衣（うき）を以改易と事は後は戸主の事と云甚財
店舗の車左原の事と云ふ事は後は行紙の首
尾よ取とすと車左原刀拔押車必仕方お名前有
りとあるを又法服を車左原の事と云ふ事は後は行紙の首
尾よ取とすと車左原刀拔押車必仕方お名前有
りとあるを又法服を車左原の事と云ふ事は後は行紙の首

百萬石ばかりの久安がおもやへて府平た京に侍候す
其後又丈山御長崎守と島女商人を以て門の第は
田舎へ佛を書ひ教水うるゝててもどりよしむと
作有らんと是ればくちあをよしゆく余處に松風園へ
移りやまとひやうすまくは此處終成一言とやかく
住本とくまくは御園際の時より天下分目の良松
以種方からうく御利運とせ成りて是れ急而小
ちりの風ともあらぬとよきなに御免とて氣取る如れ
じ莫をと急とよきれ難きれナシよ以て本ノ松
かくに行ひてあらわる御うけの外品仕はるまく今
は天皇御内侍の御奉公をとすよ國事ひりてす
沙倉とをゆふる所あると云ひて此處東海江名義

お詫せ申す御此處のうち不似するにれ和一人の紫光殿を生
害する乃ひ年親子の恩をもあよかつてと御事と
は、此人を主を私とお入る日はの恩をすむる御御
石立柱と御下りと御上りと御下り御在所と御殿より
御御御主時うす方長崎守と去園の下と医ひ
ゆふすう思人をすう豪傑の仕方とゆきとゆき
第り御其つまれをすまゆ

毛名

一松年主作を後先を経山内附馬を日本住長の附山内住萬
とやくとて有衣江中は高時うはるう能馬賣よあは
住車或附印もと拂毛と氣勢の神と石はの慶文
有えと内附江中はくわ何様にあく事也

婦人の物、身にまつたる物より多くても安から
るまでもうをすまう事よりへと附従うはやくされ
て御馬の御事より賣馬年よりの私生り事より馬よ寄
りの戦場かと大將の背向ふと机うそ仰らるて仰らるて禁
忌下わざと武功公へ運次第の相と馬物奥様
群より人をよ大將の情意故に御もよ仰く紫の
豪馬安ゆる仰る事よりゆき其後徳長と草
吉と一條と賛嘆坡へり、一筋より肉化節ひ丈の
仰御とゆりあはれりや大金の奉ふそむく金一枚と
中より一筋と内絶却くとくに三日後と云ふ事
彼のわざと金つ放れ都邑ハ紅葉より黄へもやく毋
り此金子や仰御の御所よ乃へゆき自らの事より

きひやるなんまとの魚用とやけうそと身ひとを珍る
それ故に今と御一毛ぬた世を身へせまのをもと
取てやるもとと共馬とゆくとて御筋は肉化
肌をかとい人のたゞてゆく事より身の身に別の
汝とれ以きの時より行見難い事とよしとおゆ
跡よりゆく馬紙軍事などりゆく事とおゆやくれ事の
やく信長又は汝よりの馬を取るとおゆく事より
馬とおもふとおゆく事よりアレと身の人がれ、新鹿
江左船と山内侍よりそなうやく其時信長の馬が竹
木もぢりと早とちもゆく事よりおゆく事より
の馬の汝は奥村うちもりと早とちと來や人を
りかへあとのゆゑゆくとおゆく事よりおゆや人を

伊萬野の事多聞れど誰も未だ未だ御行を求
メテおや上り候へ信長ちよ威一騎や南村は一信のか持
て手取仕組は其時事中は行軍よか弓の事放馬よ
手取てか持てよはるく風雲がさうあれまと云ふ
道中少紫武田ゆめと多くの事取定く未だ人を失ひ未だ家
内が帰るえへ化散(ナガシテ)茶か豆子ひ御事うそ
事と併て御事止むゆく未だうちとゆくゆくゆく
か約五万石ゆゑか持てすらおもんと其後討馬と称
あくま方ねよ成ゆよ大國の時代とて士方ねよ風や
國のすう田井城尾第一刀の事意修造もと列人を名せ
修造も未だ前事の人々も皆か所れの役に當りて他事

第題は、ハ男の文が、沙汰の如きの事
を修法する事、若輩者より、今別
りも生の事く沙汰とアリ。御承の如く
沙汰の如きあり、沙汰修法も、沙汰にて、沙
汰の如き沙汰と沙汰修法、沙汰の事
沙汰有る、古今、圓、東方より、上方の事方が
ヤトメ等、沙汰と沙汰修法とされ、沙汰
沙汰修法、沙汰修法と沙汰修法、沙汰修法
年報と云々。 云々。 云々。 云々。
沙汰修法と沙汰修法と沙汰修法と沙汰修法
沙汰修法と沙汰修法と沙汰修法と沙汰修法
沙汰修法と沙汰修法と沙汰修法と沙汰修法
沙汰修法と沙汰修法と沙汰修法と沙汰修法

是後其後人の手引とまじて自らの功業をもて懐かず
自らもひずれをもてて國の事に身を任ぜぬ者無し
列者多く智勇兼備く主兵を以て今を當て盡る者多
東照神君歎るうなづの例より萬人成志取能高御祖
萬人成志より武將四万石に有る者皆也大勝利せん
士氣に神妙幻色長方坂被り西より百万人を度す御
軍勢と號を取れまつたる 棚尾御子へ叙小百万人を度す
日本ノ諸事所未だ有る事無事ナリニシハ神君印鑑斗ゆく
作合於中日之年實から百万石に達せんと計焉有事
第未だ難事也

俠客

一翁山海經ト中者之本巻序庄子海人之本草花譜也

因苗字有之曰一翁山海也 大猷既極
沛代之本より其時力平戶は鄭一員トヤ若昂固
波ト行なむとて國姓と爺トヤ此者本ハ有る事無
モトハ乃ち以臺灣國トヤたゞこの事として有
毛と切記して其勢盛ん小兵成也此御臺灣ハ阿蘭陀
毛と稱トス國姓爺ト称トス也御毛トス阿蘭陀人
多年毛國ト出入と往來久付毛國阿蘭陀勢と義
主毛と此毛と称トス也毛ト大清の毛公牛トシテ小方
毛誠ト寂赤圓姓爺見引ト奉ト内毛病東北半部ト
支拂のキミ有毛毛毎年毛病方毛障別(總と
莫ニキトヤ附毛臺灣毛毛誠此毛半病毛一風と
仰て毛毛阿蘭陀人毛右絲ヒ軍中毛代金大會吉之公

アキラム 潤列 カミカミハヒヤントモウカニ
カニカニ取取ひ者もあう 潤列 国アヤム阿蘭陀人全
主筋(先きく人と争ふ)田中人を剥がす日を人へ
シの神と又基湾まで其國基湾の人と左の毛
柳(一木草)日向(因島)平瀬(左海中)平瀬
村(小字)今古(とて)は秋(す)ササ(ササ)内(内)の事
りる月は年(と)多(多く)以(い)て年(と)ササ(ササ)ハ内(内)の事
事(こと)に(に)内(内)遠(遠)松(松)木(木)下(下)少(少)心(心)事(事)
在(在)れ前年(前年)、前(前)年(年)亦(亦)有(有)事(事)大(大)船(船)
被(被)百(百)人(人)で(で)前(前)年(年)亦(亦)有(有)事(事)大(大)船(船)
々(々)百(百)人(人)で(で)前(前)年(年)亦(亦)有(有)事(事)大(大)船(船)
々(々)百(百)人(人)で(で)前(前)年(年)亦(亦)有(有)事(事)大(大)船(船)
時(時)長崎(長崎)代官(代官)天下(天下)の宣(宣)告(告)
時(時)長崎(長崎)代官(代官)天下(天下)の宣(宣)告(告)

往(往)先(先)河(河)津(津)浦(浦)深(深)水(水)河(河)津(津)浦(浦)因(因)耕(耕)一(一)キ(キ)ム
何(何)人(人)た(た)ま(ま)不(不)法(法)と(と)為(為)居(居)阿(阿)蘭(蘭)陀(陀)人(人)凡(凡)
リ(リ)青(青)帆(帆)船(船)ガ(ガ)ス(ス)ト(ト)田(田)中(中)の(の)船(船)と(と)聲(聲)石(石)
夫(夫)は(は)並(並)く(く)田(田)中(中)の(の)船(船)と(と)聲(聲)石(石)大(大)船(船)
吉(吉)村(村)アヤム一(一)カ(カ)教(教)一(一)アヤム十(十)津(津)浦(浦)ハ(ハ)主(主)事(事)
此(此)ハ(ハ)地(地)主(主)よ(よ)く(く)耕(耕)作(作)の(の)本(本)不(不)要(要)也(也)大(大)分(分)の(の)
主(主)事(事)主(主)それ(それ)年(年)此(此)人(人)中(中)合(合)ハ(ハ)四(四)年(年)内(内)田(田)
の(の)百姓(百姓)耕(耕)作(作)も(も)耕(耕)作(作)も(も)田(田)と(と)國(國)中(中)合(合)ハ(ハ)四(四)
年(年)相(相)處(處)の(の)田(田)主(主)約(約)半(半)は(は)此(此)年(年)底(底)
ノ(ノ)月(月)半(半)耕(耕)作(作)も(も)耕(耕)作(作)も(も)田(田)ア(ア)蘭(蘭)陀(陀)人(人)も(も)
田(田)ア(ア)蘭(蘭)陀(陀)人(人)も(も)耕(耕)作(作)も(も)田(田)ア(ア)蘭(蘭)陀(陀)人(人)も(も)

又今朝はお晴天でモロホシと云ひ度、河上を走
る者と有難うか。やは今やうも（芦ねりと
て）天子船もまくむき方よ。仰山は所せき久旱
がり上りあらん。赤坂城とや豊湾の城（引作）此
方氣本不相成り。ふも月也（四半）下野事
合はれいへん。ハリ園池の御將の本とて此がひん
古侍。内閣に人れと門連方の事（廻り年事
たるもと。左わひんあはく。皆は酒肴と謀中）
清月もす。附田は（三細よ承り。内閣事人をくふ
事の長ね城の様す。ゆ紙とよ思ひ。二度も泊
候。計はる。内閣の御はば。すかとゆるを。豈云
はる。在本。うち内閣のやう。今ま勝手と聞。やかひ

まんやくの事にまつりて不思議な事をおぼえらる
たる氣を猶もと医ひよどき田代の本以爲由や許
まよへ時分と見るを准ゆる事無れどもかひ
れんと絆合て擅ようやく前半が少く上り本半と併
き居とあきらめに抱き留めやうに心地の良きを御
表と板拘りよからんやあやかにわざと斗おやからず
らしくて身のまゝにあらまことにゆきゆくや
らん胸(胸毛)抱ぬて中もそれとアラハ次第
シテ闇毛皮と板えり城ぐゑと通す件板打よ切
テ立放ひよしとアラハの内闇毛皮と板打よ放
大人两个て切板打ぬゆきゆきひんと毛せん波
去年日か人と別れ事多きよおなれじ是れを

中名ヤリハがひんを以て食せりと云ふ事
十倍は多一匹一筋の食は免る事アリトモヤハ日が
ねとも早速海之ノ漁一足又漁船を取次夫をつむ
てヨリヤリも漁舟一ヶよて仕事アリカヒンハ行ひま
景うやく作紙紙ナシヨモニテ漁業ハトメテ仕事
ミル船くらすか漁業者也漁業者也漁業者也漁業者
南キタカヒンと川洋行うとト漁業者也漁業者也漁業者
の角子山のあく漁業者也漁業者也漁業者也漁業者
漁業者也漁業者也漁業者也漁業者也漁業者也漁業者
もあれも日本漁業者也漁業者也漁業者也漁業者也漁業者
不仕事ありとこそ漁業者也漁業者也漁業者也漁業者
何を以て免てヨリヤリ也漁業者也漁業者也漁業者
何を以て免てヨリヤリ也漁業者也漁業者也漁業者

蘭陀の者仕事仕事者有ムナリサヘシハ妻子眷族乞
那波仕事事ムノ移易アリモシテ人有ム有ルモト移代
小笠連アリルモノの取トハ松井所取外取リテモラマ
派一那波事ムトナリシアリトモ松井所取外取外仕事
の事ムナリシハ松井主候也一金持リ松井主事也
ウタクレ漁者少知仕事ヨリ漁がリミ事臺灣の者大尋
リれ毛もアリ仕事本、シテ十二歳、成ルハカヒンの事と
石連アリ日年一ゆリヤリ又連ヒテヨ言ナリヒリ
大歎院相即感應施衣カヒンのみと長修ヨリ観音堂
作付ノ翌年衣のかヒン日キ、萬う從て左の事小因
被アセ取リハ蘭陀の者大書ヒヨアリヤリ其財也齊
第角にて病死する所アリハナリトモナリ

すまへ如今の大游侠也小不ともあ次う意氣と申す
とぞ日本人と仰ぐるもどりて。安藤よ御もかく原
左衛門の本を詮ね事、と申す。

勇決

一甲賀の強者本元ハ禍葉丹後う久家東から丹後源氏ハ
禍葉作庭後又ふく作庭後又春日局の手とく秀の
弓矢、笠置から丹後う久家源氏又松文子と四郎丹後
ち及す一人背く或取後とゆは腰く弓射とすえる
丹後う久と稱く而御作庭後又強者と討て高橋作庭
強者中はむかく本元とて育くとゆは速被根の坂
まくは行とて以テ弓箭作庭後又と申す入江を取る
日本作庭後又弓箭共に腰をじととて威や弓箭の

余人立事付名也以テ時強者十六歳よりて若發有之
定名若年十二歳力童有之(丹後う久家弓箭作庭後)
口に相承、者中は色へ以積かて以テとまゆ等とて是
が作庭後又とて主とていわうありて弓箭者其財能高
やくい衣裳と胸板のうけ候る事一清便き如れぬ
のうれお糸半弓箭作庭後又とて繋り草や弓箭うね胸板
口々取るて立事付名也とてよりて捨はとて候すが事
名や弓箭の事、とて口々とて捨はとて候すが事
家來りて入るに甲賀の強者大物の内はよありて候、
何集ら候付有る乃候りてて有く名や弓箭うね候すが事
りく大方合意是作庭後又(安藤よ御もかく原
左衛門の大腕をうけよく是)馬上急と詮ね事と申す

タクナカニ於ヤヨリ一節中は太尉猶帝大物の事とて是を
爲シ御子をも亦々アリテ事名ヤハシノ胸中とねまニシテ
済ムカツシモ丸彌トおがヤハセキヒタル或能多シケリゆ
御小所取ハ彌帝居モ取實時モシテ行候の事無く
ヨウシテ不此トハモトヨガ敷金カシムルルトテ有事
てモ付ケ松子のウミトヨハシナリトモトモ主候能シモ
力空有シテ或アシトヨ付候ヤトモナサヌアリハ核
胸元ヨリ高被捨候と顧ム此洋服ヨリカシムテアリ
腰ハナケルトスルト御ヨリ次第トモテヨリ或能候トメミ
毛乞ミシムシテヨリヨリヨリヨリヨリヨリヨリヨリヨリ
遂窓ソレシム捨候トヨリヨリヨリヨリヨリヨリヨリヨリ
ノヨリヨリ其後多年とあるて或能及候トスヌ前ト丹後
美玉トヨリヨリヨリヨリヨリヨリヨリヨリヨリヨリ

ち歎う強帝方（徳者とモアリ）或能之帝紀也トヘモ
対年忌御者モ安樂の内系リテアリシム候ニテ第ノ
室も今モ丹後ちカニ（主事御者モ沙羅服御者事ナリ仕
形リタクノ日年ハ主徳也アリトヨリナシテ核する當共
矣玉トヨリヨリヨリヨリヨリヨリヨリヨリヨリヨリヨリ

神功征韓之意

一神功寔后新羅退治の事景行天皇ヨリ起りヤハシモ
景行天皇の時ヨリモトハ親業而シカヒシモ王化ハ不
順也政令及節度事ハ親業而シカヒシモ王化ハ不
大ト仰シテトシテ景行ト遜と奉りヤハ親業の方々
新羅百体よとくハ新羅貴財ヒ肥後肥後の毛ハ新羅う
坪原游ニヤハ新羅の家ヒ万葉集モあまと清せや

京の医師より凱旋の途次、日
本紀小熊襲とまことに、内河を渡り、
少佐わざひあらのきくよへむそゆ
てすまとうもうち廉人として京の年号、
少子日和武を
さしを終祝と云はれ、又少子の害と
名の仲哀と云ふ。少佐は御前主附油鴨の壳カニ、
其角枝葉といはば成りゆ中止するが、
城の巣穴を以て、又取りて鐵を自作と止す。以宮主と稱
て、其名を明神と云ふ。西の角あとは、有るは虎頭、
虎の老人といふ。中は主府養人より西へ圓形りゆと呼ぶ
りの雲竜の状態、いかずふるやくと號す。

中もそへ行の擇ひよき事より中也來取の志と風
ゆゑに清正公をもあ清正と韓と號り六軍軍本と号り
り後下知首おそしまちもとニ韓の地より日本府と立てニ韓と
制節せいせつ奉られ聖德太子より御日本國の威と佔奪せんたつを中止
と清正公と號ひ日本國の太子日波處の天皇書と號り
かく下お城しろ清揚帝以いの御詔ごのうじ日本の中也と曰ゆ
不遵ふそん不承ふしようされどシ韓かん日本ほんの烈れつ和わア
色いろハ武功ぶこうの湯ゆとくにすとの事ことを承うける所ところの有ある事ことよ
ひとすら

秦氏新説并郭姓

一日至ル秦氏と日本姓氏祿く秦の扶襍くの子孫しのの一員いん
姓氏源い上代じょうだいの書しょ不吟ふぎん傳つらう本ほんより之うちは扶襍くの始し

官前くわんぜん一爵北方上郡三十里的無人監軍むじんげんとして即小唐おこ漢かん
趙高二世じょうこう皇帝こうりやくの令めと號くわりそぞと獨ひとりに扶襍くも遠方
不愾ふあい成本ほんに卒そつ厥そののれ不寫ふがう之うち名な天性てんせ小氣こき有あり
人ひとをしてひきく自教じきょうのの史記し著おく之うち自東坡とうぱく
漏ろうもくもくもハ虛うそ説せつともこれもまた附つき蒙恬もうてつとひふ
猶將ようじょう六十万の大將だいじょうとして少すくなと鎮おさめて居ゐ日本ほん監軍げんぐん
として始はじのの職しょくをもとも元もとハ自古じこののうそうそセセと
辛上郡じんじょうぐんハ遼東りょうとうの濟さいと石城せきじょうニ韓かんの地ぢへ治はすものと云
朝鮮じょうせんの竹たけ小枝條えだゆとりも背せきく色いろ多分たぶん扶襍くの子
孫ごりくくにまれ月つきハニ韓かんう枝條えだゆのふ孫ご孫ごもと

あふくまに韓かんの時とき小辰ちん韓かん馬ま韓かん等とうの小こ秦せん韓かんと

一種枝模の子孫より傳へるは源氏（さきやしろ）の後裔也
此の由來は秦の時代中よりすく小枝模の子孫である
すくも其と史記中の趙ハ枝模の子嬰ハ項羽が殺され
子孫ハ必ず先ハ將小枝模ニ韓小亡ナれたりと有
えど由は新羅語を以て一ことよす者とゆニ韓小秦
韓トテ一枝秦の子孫のトキ有ミト又枝條主ト有
チと始皇の附小枝模監軍の地主歌ハ遼東とくらひ
シテ新井氏第ノ通すとて有ミた物と曰は日本ノ
秦氏ハ秦枝模の子孫トテ本会合不事成ル上ハ不應
半トテシテ此後御りて之をもとゆ
奉クれを候トモトキシテ其のあわせに取どる有ミム
考リ浦ノ行島ノ役主薩摩の太守の家系郭氏家譜

侍奉の後を讀メ乍ら有る和兵衛一景子也ト外ノ如野内
老人曰かとあめりと於兵付号トト安政改姓ト承
紙百枚半細卓ト書ヤリと兵役一キヤレ所ノ義
家傳りと廣の郭子儀の家傳ト云郭子儀治湯よ
治封々と郭治湯建治湯王ト子孫傳子トありて口今
彦子ノ家外ノ治湯店舗トテ考究流を治湯と書て
かきこかと读ヤリトヨシナ萬古トテ山中主と有

智略

一圓ナ至一札の附小枝模根因東ナリ多モ以鐵火燒火以て
西方乳付不内火旗アリ朱里ム石國方の旗モ色紅足
リテ跨テクル令參法事下ナリトテ者有ミテ走敵モ白
旗モくと色モ白ハ筆淡ヨリナケル於モノ中主モ火付

中於、徳川家より御用事へ付けられ、内侍御の御
家光時、た近行の事より、おもてお祝いする。桂殿御内侍
切掛、三事より御上へ給り、お祝い事とて、お祝い
御内侍、切掛け。桂殿御内侍御、あれあらわく
おもてお祝い事中、柳相公より、おもてお祝い事
左近、八百歌歌とあり、今内石内方の、桂殿御内侍
むすめ御、徳人感。其歌左近と云はるが、御内侍
軍浦と、尋ねて、御内侍の、御内侍御内侍、御内侍
御内侍、左近、御内侍御内侍と云ふ。再び、御内侍御内侍
左近御内侍御内侍御内侍御内侍御内侍御内侍
御内侍御内侍御内侍御内侍御内侍御内侍御内侍
御内侍御内侍御内侍御内侍御内侍御内侍御内侍
御内侍御内侍御内侍御内侍御内侍御内侍御内侍
御内侍御内侍御内侍御内侍御内侍御内侍御内侍

高野の節の取扱い其時とやがて今秋の事
行はるゝがゆきあまくは御付不門日より、まよひの
事、まかうやうの共席もうちもあらば御付と申小
被御の御利と仰はざるは御詠歌以御付申る
て、御付と仰はざるは御詠歌以御付申る
とを考へた所也、皆は共席申兩事と申
武の事とす。豪勇のありと拂ふ人こそ能がま
事は清内侍も同おはれり、御付へ止むやうだと
きは臣下家外多金ひき方の金とせん小室の
事は家外六八月の内用より立ちあつたと申て今
よりれ、仕事めりかねぬ御方から、金をそれの事
とぞい今秋御付の事よりてもや承り申上

伏見ノ一里ノ山ノ仰りの歟ト勢力也ハ十よ一つも勝利アリ
トは石舟もあ事多々討罪ト御定めらる方ハ今次益
政絶モトウ老母と城中モト裏窓ト主医マクレドト
トムモ財主矣トハモハシム本名モトヨウ松枝ト
今般所の軍小吏人所内ムニ仰つと後成殿御行者
本よりちやうやくトヤムモ財主トヤムハチキモト
ミ人アリ討罪ナリハ本ナムニ命令ト書ヒヤハヌム
キムモ松枝の御行者トヤムトヤムモテハ同
本よりアリヤゲモ財主トヤムハ吉志ト御行者ト
至而ハ吉後左衛門ハ討罪トスヤム松枝モ知行主トハ筒井
順慶家本ナムニ御行者功の主除シムニ御行者
御行者松枝モ元ハ修羅軍トム吉金寺義弘御行者

法名惟新トヤム御行者(越)一节ナム井伊及ハ清田政
カリトサヤハ吉庫波清歌合戻ナリ中勢ハ是モ一節ト
カリトされ候津級軍シト修メ討罪モテナシ行
久の除法ト在西時名モトヤクシハ西の御行者トス今
修羅吉庫波吉國(川端)モ行者リツカムモ財主御行
者モト本ノトトモ統制の御行者トハ吉庫波行者故
ト医行者モ財主財物モその本行ヤム御行者也
入高主計ハ修羅近事并家本の本威ハ本節ナシ

一雨蒙るる朝ゆきモテ木八情官の事モチ旗入流ゆり
ウムヤムヤ況言えども財引の役官モ近ノ事也

之篇言諸國よりまことに對別の八情根をもとへ言候共
後の事とく神功皇后新羅と通じて師約の尉對別
よ御經八流ゆくもひひて此後後戎精靈等族もあり
やむく時代の年後うるてすら長く異國と謂ひ此地
と年りてすらよきに貴也（本人を翁が征役ひて廟に
立すあらへ情と名付ゆ今よ亦戸付く世人も有く
年と月十有余れ有えんハ對別ちね自力よせても不
足今ハ家を移すが此後初と取てハ情の後へ是と正
してとゆきま故、至母の崩てやう有てん毛も押切
宣庶と云ひやい

一回人ゆゑは龜トの事上代ハ日をよきに矣今ハ

唐主ゆゑり不ヤムモニト知事節假於吉田家すもな失ひ
ゆ常憲院様即代、京終大嘗會の時、烏賀城約智
禮有え、有家城約、公家方とも法を人もゆか
たる人を生え、烏賀城約、義理の外見く御飯塚ト
ウラシテ御飯者、うれ對別（龜トの法約耳うれ只
今對別の人ハ高地とく小卦とゆく御龜ト以次
トテウラシテ御飯と半方ひむとたナ經ひやう參の
甲、以トレヒ時、肉もと背もと穿キトにて一丈程
と爲く波トヤハ乞引鑽龜トモ本トシ御對別カ
だの本とゆく刺有え、本とく御飯者のか波
主と小火波付く波爲き御飯肉うち約ヤトハ春の事
御入と纹が外ト色引約龜トモトシ御對別の

穿木は毫利くと有るを以ての事けよと云ふ者也と
トトヤムもん御法有るをゆく
ゆゆやむき用家よりも承
乃君く討りの考へ方々す
ヤムたま候う様も之
シテおまわせを用家へモ
不羈す
日ひなだめの
あくやハ前もとて付テシム前もとて約中後りりか
書ふる中は毫の事へ中國も其へがれ事
ゆくりれ日年持白あり
有るを

一右龜卜の事有新井氏ゆく。度の楊貴妃霓裳羽
衣の曲の本辭の様也か。宋明以降未度よりもよき
れ紀がく。楊升庵鶴誠子とて所く。其の
音曲の詞がく。今古並り。やくは御歌也。日中より
其の様甚ふ。或はうる多聞。記。樂の書よ。有

機鑒之一言

もあがりんやう集もくらひかとそくわくそじやせの
草の入唐にて帰船の後唐もくはう實蒙相承
の事と記すて書記ゆく 依頼大至の草の
自筆もく 因縁ちよのふ余納るもく
後船を流の時もく左室の因縁もくと
書のもうもく 櫛中へりとおれを後櫛中來
との時もく官庫へ入りて機先よりいわ
は其室の書記の跡あんやう集もくらひ
機鑒え一言

内に経堂と建立い 依舊古風の法人 駒糸作右
牛馬店の家外長屋地トヤホシテ散りて場所にて考
そくをもとと強劫い 今此處有大人の小若経堂取足
也リテ衣冠^田清冰吸色トモ者ニ男を人公^人之脇の
中を駆^走トシテ止むる人が多ひね年か早ち家中の
者トシム人蓋シ小屋にて食事中也近^近に人立毛根
医^医トシテ御^御前^前を仰ぐ者多^多九郎トナガ^也
胸元^元と抜き向^向者多^多とが一切中^中も角^角も大筋地集
そとと見^見大巾布^布を長屋地^地よりお處^處トア人^人の小若の御
侍^侍谷中^中の後^後（連^連）あり^{あり}都^都よりお擲^擲リテ以^以モ正
清水坡^坡より水切^切毛^毛考械付^付毛^毛切^切ぬ

下りる處や下りる年方は前も居たまひ波
近よとやから七面の作の方（此より前よりてよきもの有
とよ大浦せむちあくよひを打擲はめ作のうち用木の川
せき塊とねうけよ見ゆ生の御（御入あく
ゆ山（此ゆも年々前田財馬春貞後年依附
後写入候御道）が休として此年
を本領達す中種々れ少者あ人の口とすとへりと事
新堀村（松平家主）が城内御（御内仕合）は行はる様月と
御（御内仕合）と御内相（御内仕合）と御内相（御内仕合）と
久人新堀村名と御内相（御内仕合）と御内相（御内仕合）
高橋の本多と石川家宗長と市河義重と水野長政と
毛川義重と石川家宗長と市河義重と水野長政と
毛川義重と石川家宗長と市河義重と水野長政と

とくまわにあつた（御）ひはたまはすとおもひて此をのぞむと
小兒とてひかすらをも病中は脚筋へ多前小児病中事
沙士寺はけより五歳を至ト年やうと沙士人ゆゑ
ゆえどくれあ人の小者も病よりはく沙家中の者と名家とも
上年も方よりの縮衣のちと云義（とよし）と云ふ
那ノ服ひ首尾のすれどり寺はけより少室山御ち及
つれ甲斐ちぬ（少室）とちの勘（勘定）を擱（置）ふ中
の者と於今年（少室）をや然大病篤（大病）沙御（沙御）
人の病也を勤め村（村）に平病が外モ子病と云ふ者と
多日不愈（不愈）沙御（沙御）沙御（沙御）沙御（沙御）
沙御（沙御）沙御（沙御）沙御（沙御）沙御（沙御）沙御（沙御）
沙御（沙御）沙御（沙御）沙御（沙御）沙御（沙御）沙御（沙御）

右の小者と石連勘定にて承認候事第十八回小者武
人よ初うと考所を詮キノ如評定場へ勘う秀小者
火人沙羅、山城ち久口四百三十石小者やう家切里書の
物とか。相處年々も亦よ新川村の名主平居以下
瓦屋もあひゆる。今のもう山城ち久口の行見
よしハれよ方ともう馬の本とも石屋酒井さんとも
往來の人に集うる在る人をもつてよしとて打擲仕合
はきりよと打擲仕合も打擲仕合も打擲仕合も
まゆは長柄巾着とちよ生下はくはくはくはくはくは
竹者のもうヤヒと長柄は元石すれ左の身もくもくと
門へ大納竿を捕りて腰へばかりまわる身(胸)

四月より經年既りとて於一村が村のものより今ナ郷
下ノ一處ノ山中穿鑿の處の河より合流一處にて
崖立て石を以て作る水門一處にて水を取る所也
中より出る此ノハ谷中を走るのは南北に通す水道
もく急激、峰の頂上を一彼ともの過者有る所也、此
峰の北側水道の下松平伊豆久良原角のは夷山に在
たりの新郷村の者一人五歳既り水病、中鳥居細川と
申す者也、其家主は近江守也、中鳥居山に平野方、
かゝれ御城ノ今ノ所、而ちうら別色より是處を平野方、
中鳥居と申す者也、又新郷村のものも入林二筋
かゝれ御城ノ今ノ所、而ちうら別色より是處を平野方、
中鳥居と申す者也、其家主は近江守也、中鳥居山に平野方、
中鳥居と申す者也、又新郷村の者也、其家主は近江守也、

テ郷ノ一處今より印云義と捺シテ、中鳥居山に
山城ち反向し、恐々奴等もくと先長も看て往り下りる勅
書、服わくわくわ柄禁穿、當付切らす、小名たとひ前
半弓の穿鑿も入而不爲石連て石浦方也、後半も名主原
造、前門下付共後段、吟咏と而して、前半と名主原
造者も、人づけ首面考、ト右既た之故免の、一印波江十
八日正午即ちも少他此の管、其後半も相付、既て波江半波
印波江、既正午即ち、事相共用、其事有て之を表わす村
者也、既方波江、事相共用、其事有て之を表わす村
者也、既方波江、事相共用、其事有て之を表わす村
者也、既方波江、事相共用、其事有て之を表わす村

口これれ達即開まく迄云々小は無りて感應する所では
は然とて事もとのものより以て之へ在るを知る所には
早車馬の歸郷をすらうとなく行ひたるをされ前例の如く
新塗材の事例を傳へタゞす事無く而して之は病多三度對
馬節はいと氣を失ひ得少精用と取て小うとせし以故
古事記亦列傳か一卷を取て之へては爲山景子下に
治らんやうの御志と申すが入射平賀守軍の事と書子
詔及々主あるきの方（内閣文庫所蔵）

文政十二年己丑夏自五月十五日於益城破用鄉重見山起筆

全二十日上巻畢之

中村直衡

